

写

別紙様式第1号（第3関係）

令和3年 1月20日

奈良市議会議長 三浦 教次 様

質問者 三橋 和史



文書質問票

奈良市議会基本条例第21条第1項の規定に基づき、次のとおり質問します。

質問事項	質問の具体的な内容	回答者
市政運営について 1、病院及び小学校の周辺等における葬祭場の建築の規制について	<p>市民の関心の高い各分野における市政運営について、以下のとおり質問する。</p> <p>我が国における葬儀は、従来は住宅や公民館等を利用して執り行われることが多かったが、近年では葬祭業者が管理運営する葬祭場を利用して執り行われる事例が増加してきた。これに伴って、葬祭場の建築に際して、葬祭業者と地域住民等との間で紛争に発展する事例も多了くなっている。</p> <p>都市計画法及び建築基準法は、用途地域制度を採用して用途規制を行い、都市全体として秩序のある発展を期すため建築物の用途の純化を図っており、住居系、商業系、及び工業系に用途地域を区分して、建築物の用途、容積率、建ぺい率などをきめ細かく規制している。</p> <p>火葬場については、都市施設として都市計画決定を必要とし、当該都市計画決定がなければ建築することができない（都市計画法第11条第1項第7号、建築基準法第51条）。また、墓地については、都道府県知事等の許可を受けた区域でなければ設置することができない（墓地、埋葬等に関する法律第2条第5号）。</p> <p>しかしながら、これらに対して、葬祭場については、火葬場や墓地等と同様に特殊施設というべきものであるが、用途規制の対象施設から外れており、都市計画法及び建築基準法では規制されていない。すなわち、葬祭場は、建築適合建物を限定列挙している第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域に建築できないことは明らかであるが、その他の用途地域では建築不適合建物を列挙するという形式になっていることから建築が可能である。そのため、第2種中高層住居専用地域などの住居地域、住居系地域に隣接している近隣商業地域及び専ら商業施設が集積するはずの商業地域に葬祭場が建築される懸念がある。</p>	市長 教育長



これは、冒頭に記載した経緯をみても明らかなように、葬祭場は近年になって勃興してきた業種であることから、法の制定時において、立法者は適正立地の観点から規制すべき用途として葬祭場を想定していなかったものと思料される。

葬儀は、死者の親族や知人などが死者に対する思慕哀惜の意を表しつつ告別する儀式であり、人間社会にとって重要な儀式である。他方で、葬儀は、一般に人が恐怖感を持つ「死」という事態に直面させ、心的緊張を誘発するものであって、かつ、非日常的な行事である。葬祭場では、業として葬儀が行われるので、地域住民等は連日のように葬儀を目の当たりにせざるを得ず、常に心的緊張を強いられることになる。とりわけ、「死」に対して敏感になっている傷病者や高齢者、感受性の強い幼少者に対しては格別の配慮が必要である。

以上を踏まえ、例えば、病院及び入院施設のある診療所並びに幼稚園、保育所、こども園及び小学校の周辺において、葬祭場を建築してはならないこととすることや、葬祭場を建築しようとする土地の隣地境界線が都市計画法上の住居系地域に位置する場合等において、緩衝地帯の設置を義務付けたり、意匠、形態や色彩等について一定の配慮を義務付けたりすることなど、葬祭場の建築に関して適正な規制を及ぼすために必要な条例の制定を目指すべきであると考える。

この点に関する見解及び今後の方針を回答されたい。

2、奈良市有地を売却するに当たっての手続の改善について

奈良市があやめ池遊園地の跡地である奈良市あやめ池北一丁目地内における市有地を漫然とオークションにより売却したことによって、奈良市などが策定した「あやめ池遊園地跡地利用計画」の内容に反して当該土地において葬祭場の建築が予定されるに至った問題については、平成31年1月28日の総務委員会等において取り上げてきたところである。

それぞれの市有地については、奈良市が所有者としての地位に基づいて、各用途を地域住民等の意向等を汲みながらその意思で自由に決定することができるが、それが一旦売却されれば、当然ながら所有者としての地位が失われて、当該土地の用途については、基本的に奈良市の意向とは関わりなく、買主や転得者の意思で自由に決定されることになる。そうすると、地域住民等の意向に沿わなかったり、近隣における既存の施設との関係で適切でなかったりする建物が建築されることになるなど、土地利用上の問題が生じる。

そこで、奈良市としては、公権力の主体として都市計画上の規制等を及ぼすなどして、それぞれの土地が適切な用途で利用され続けるよう、換言すれば、不適切な用途で利用されることがないよう、必要な措置を講ずるべきである。

同年令和元年8月20日の総務委員会においても、安易に公有財産を売却するというようなことは厳に慎み、公有財産を売却するに当たっては、それに先立ち、都市計画上の規制等について現状のままでよいのかどうかということについて適切に検討を加えるべきであるということを指摘した。

この点について、問題を提起してから既に2年近くが経過したところであるので、奈良市がその有する土地を売却するに当たって、その過程をどのように改善したのか回答されたい。仮に都市計画上の規制等について検討を加える過程を未だ設けていないのであれば、その具体的な理由と検討状況を説明されたい。

市長

受付日	令和3年1月20日
送付日	令和3年1月20日